

○ 平成25年度「先導的大学改革推進委託事業」（テーマ：今後の教職大学院におけるカリキュラムイメージに関する調査研究）の実施体制に関する要項(案)

(趣旨)

第1 この要項は、平成25年度「先導的大学改革推進委託事業」（テーマ：今後の教職大学院におけるカリキュラムイメージに関する調査研究）（以下、「委託事業」という。）を推進するための実施体制について、必要な事項を定める。

(今後の教職大学院におけるカリキュラムイメージに関する調査研究等)

第2 今後の教職大学院におけるカリキュラムイメージに関する調査研究を円滑に実施するため、次の各号に掲げる事項を組織的に協議・実施する。

- (1) 授業指導コースのカリキュラムの在り方等の検討に関すること。
- (2) 管理職候補者を養成する学校経営コースのカリキュラムの在り方等の検討に関すること。
- (3) 生徒指導コースのカリキュラムの在り方等の検討に関すること。
- (4) 共通5領域のカリキュラムの充実方策の検討に関すること。
- (5) 当事業に関する検討内容について、報告書を作成すること。
- (6) その他今後の教職大学院におけるカリキュラムイメージの検討等に関すること。

(実施組織)

第3 委託事業は、次の各号に掲げる組織により推進する。

- (1) 今後の教職大学院におけるカリキュラムイメージ検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）
- (2) 第2の第1号から第4号に掲げる事項について検討するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）
  - イ 授業指導コースカリキュラム検討ワーキンググループ（以下「授業指導WG」という。）
  - ロ 学校経営コースカリキュラム検討ワーキンググループ（以下「学校経営WG」という。）
  - ハ 生徒指導コースカリキュラム検討ワーキンググループ（以下「生徒指導WG」という。）
  - ニ 共通5領域の充実方策検討ワーキンググループ（以下「共通5領域WG」という。）
- (3) 前号に定めるワーキンググループに提案する検討原案について検討する学内検討チーム（以下「学内検討チーム」という。）
  - イ 授業指導コースカリキュラム学内検討チーム（以下「授業指導学内WG」という。）
  - ロ 学校経営コースカリキュラム学内検討チーム（以下「学校経営学内WG」という。）
  - ハ 生徒指導コースカリキュラム学内検討チーム（以下「生徒指導学内WG」という。）
  - ニ 共通5領域の充実方策学内検討チーム（以下「共通5領域学内WG」という。）

(有識者会議)

第4 今後の教職大学院におけるカリキュラムイメージについて専門的な見地から検討を行う有識者会議を置く。

2 有識者会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委託事業代表者
- (2) 学外の有識者のうち学長が委嘱した者
- (3) 学内教職員のうち学長が指名した者
- (4) その他、学長が必要と認めた者

3 有識者会議に議長及び副議長を置き、議長は事業代表者をもって充て、副議長は第6の第1項第2号に掲げる委員のうちから、議長が指名した者をもって充てる。

4 議長は、有識者会議を招集し、これを主宰する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、議長の職務を代行する。

6 有識者会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (ワーキンググループ)

第5 有識者会議のもとに、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、委託事業に関する次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 授業指導コースカリキュラムイメージの全般に関する事。
- (2) 学校経営コースカリキュラムイメージの全般に関する事。
- (3) 生徒指導コースカリキュラムイメージの全般に関する事。
- (4) 共通5領域の充実方策検討の全般に関する事。

3 各ワーキンググループは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学外の有識者のうち学長が委嘱した者
- (2) 学内教職員のうち学長が指名した者
- (3) その他、学長が必要と認めた者

4 各ワーキンググループに座長及び副座長を置き、委員のうちから、学長が指名した者をもって充てる。

5 座長は、各ワーキンググループを招集し、これを主宰する。

6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、座長の職務を代行する。

7 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (学内検討チーム)

第6 ワーキンググループのもとに、学内検討チームを置く。

2 学内検討チームは、委託事業に関する次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 授業指導コースカリキュラムイメージの検討原案の提案に関する事。
- (2) 学校経営コースカリキュラムイメージの検討原案の提案に関する事。
- (3) 生徒指導コースカリキュラムイメージの検討原案の提案に関する事。
- (4) 共通5領域の充実方策検討の検討原案の提案に関する事。

3 各学内検討チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学内の教職員のうち学長が指名した者

4 各学内検討チームに座長を置き、委員のうちから、本学学長が指名した者をもって充てる。

5 座長は、各学内検討チームを招集し、これを主宰する。

### (オブザーバー)

第7 当事業の円滑な実施のために、事業について適切な助言するオブザーバーを置く。オブザーバーには、文部科学省高等教育局大学振興課教員養成企画室職員をもって充てる。

2 オブザーバーは有識者会議及びワーキンググループに出席する。

3 3ヶ月に一回程度、定期的に事業の進捗状況について、事業代表者から報告を受けるものとする。

### (事務局)

第8 委託事業を支援するため、事務局を置く。

2 委託事業に関する事務は、関係各課の協力を得て、総務部企画課が処理する。

### (雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、委託事業の実施体制に関し必要な事項は学長が別に定める。

### 附 則

1 この要項は、平成25年 月 日から施行し、平成25年 月 日から適用する。

2 この要項は、委託事業の期間の満了する日をもってその効力を失う。